

福祉用具、モーター歩行器追加へ 介護保険の対象を検討（厚生労働省）

厚生労働省は11月9日、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（座長＝山内繁・支援技術開発機構理事長）を開き、新たな給付対象種目として「モーター駆動歩行器」を追加することを決めた。服薬支援機器など認知症高齢者の支援用具も初めて検討項目に上ったが、追加は見送られた。

検討会はこれまで介護報酬改定に合わせおおむね3年に1回開かれてきたが、今年1月に政府が決定した「ロボット新戦略」で「介護ロボットの普及を加速させるため検討会開催を弾力化し、追加要望を随時受け付け決定する」とされたことを受け昨秋に続き開催。今年4月から10月22日までに応募のあった福祉用具18件、住宅改修4件について審議した。

新たに追加対象となった「モーター駆動歩行器」は、傾斜センサーと駆動ユニットにより、上り坂では利用者をアシストし、下り坂ではスピードが出ないよう自動制御する製品。ロボット技術が安全面に生かされていることが評価された。

一方、初めて検討項目になった認知症者用の服薬

支援機器は「服薬時間をアラームで知らせるだけでは不十分」、「在宅での服薬管理システムも同時に整えないと使えない」、「病院と薬局と介護事業所などの役割整理が必要」、靴にGPS端末などを組み込んだ認知症徘徊感知器などは「地域の見守りシステムと合わせ進めることが必要」などとして時期尚早とされた。

このほか、浴槽用すべり止めマットや移動シャンプー台、洋式トイレ用足置き台などは「要介護者に特化したものではない」などとし、電位治療器などは「治療用に使われるもの」などとし追加対象に認められなかった。

なお、住宅改修については、洗濯物干しや庭いじりのための手すり設置や、1階から2階への移動のための段差解消などの応募があったが、いずれも介護保険の給付範囲としては認めにくいなどとして追加されなかった。

（福祉新聞・第2739号 2015年11月16日）